

## 測量成果の複製・使用運用検討部会（仮称）における 検討について（素案）

### 1. 背景・目的

地理空間情報活用推進基本法の制定から 10 年を迎えた今日、地理空間情報の更なる活用に向けて、オープンデータに関する取組が進みつつある。同時に、同法に謳われた基盤地図情報の重要性は一層高まっており、その円滑な流通とより利用しやすい環境の創出が求められている。

すでに国土地理院ではインターネットによる測量成果の公開・提供が推進され、基本測量成果の種類も増える傾向にある。また情報通信技術の進展に伴い、スマートフォンなどで手軽に様々な地理空間情報にアクセスできるようになるなど、利用形態も多様化している。

基本測量成果の利用については、測量法が複製・使用に当たっての手續を定めている。現行制度は平成 20 年に改正され、手續の簡素化やデジタルデータへの対応等の措置が講じられたが、地理空間情報の一層の活用推進に向け、利用者にとってよりわかりやすく、簡便な手續による利用が可能となるよう、最新の動向を踏まえ、その改善に向け、更に検討を行っていく必要がある。

また、地理空間情報の活用には、多くのデータを有する地方公共団体の役割が極めて重要であることから、本検討の成果については、公共測量の測量成果の複製及び使用に係る承認事務を担当する地方公共団体等の測量計画機関とも共有し、施策をより実効的なものとするを考えている。

### 2. 検討課題

番号	課題
1	地理空間情報の更なる活用推進のための国土地理院の地図の利用手續（測量成果の複製・使用）のあり方

※検討結果については、部会名で報告書を取りまとめ、測量行政懇談会に提出する。

### 3. 課題の論点

- (1) 地理空間情報の一層の活用推進と複製・使用承認制度の意義
- (2) 情報通信技術の進展等を踏まえた複製・使用承認手續のあり方